

第1 審査会の結論

平成28年7月7日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成28年7月21日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成28年7月2日付けの宮崎日日新聞に掲載された記事（以下「新聞記事」という。）の中で平成27年に強姦事件が4件、強制わいせつ事件が62件発生したとの情報が掲載されていたことから、この中で宮崎県職員の間違った件について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことから本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年9月5日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消し、全面開示を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び審査会からの照会に対する諮問庁説明書（以下「説明書」という。）に対する回答書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

昨年発生した強姦及び強制わいせつ事件に宮崎県職員が関与していないことから、文書が存在しないというのは明らかな虚偽回答である。

(2) 説明書に対する回答書

説明書には、メディアで報道された宮崎県職員の日南での女性下着窃盗及び女性非正規職員へのセクハラについての記述がない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として対象の期間に宮崎県職員が関与した案件はないとした上で、弁明書及び説明書においておおむね以下の通り文書不存在的理由を説明している。

(1) 弁明書

審査請求人が本件決定に関連して別途提起した損害賠償請求事件の判決において、審査請求人が本件請求の対象としていたのは「学校の教職員であって、宮崎県職員ではない」と判断されたとおり、当該事案に宮崎県職員は関与しておらず、

文書は保有していない。

(2) 説明書

ア 仮に職員が強姦や強制わいせつに関わった場合、逮捕の段階で事実の概要を公表し、懲戒処分に至った場合も処分量定等を含めて公表する。

イ 対象の期間において逮捕や懲戒処分関係で記者発表した案件は、住居侵入・器物損壊 1 件、交通法令違反 3 件であり、強姦や強制わいせつに関する案件はない。

第 5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日	諮問を受けた。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日	審査会より実施機関に説明書の提出を求めた。
平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日	実施機関より説明書の提出があった。
平成 3 0 年 2 月 1 日	諮問の審議を行った。
平成 3 0 年 3 月 1 9 日	諮問の審議を行った。

第 6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 争点について

本件請求は、新聞記事に掲載された強姦事件 4 件、強制わいせつ事件 6 2 件の中に宮崎県職員に関わった事実が無いため文書が存在しないと説明する実施機関に対し、その回答は虚偽であると審査請求人が主張していることから、当該事案の中に宮崎県職員の関与があったかどうか及びその関与を実施機関が把握しているかどうかを整理することで本件決定に対する判断が可能だと考える。

2 事実関係について

(1) 新聞記事に掲載されていた県で強姦事件 4 件、強制わいせつ事件 6 2 件が発生しているという内容について確認したところ、実施機関が把握できるのは、県の知事部局に関する件数のみであり、それ以外のことについては把握していないことを確認した。

- (2) 仮に宮崎県職員が強姦事件や、強制わいせつ事件に関与していることが判明した場合は、実施機関が事実の概要の公表や、処分量定等の公表を行うとの説明に不合理な点はなく、対象となった期間ではない時点において発生した事案については、その概要等について公表していることを確認した。
- (3) 開示請求の対象となった平成27年において、実施機関が公表した逮捕や懲戒処分の場合については確認したところ、説明書に記載の住居侵入・器物損壊1件、交通法令違反3件であり、強姦や強制わいせつに関する案件はなかった。
- (4) 審査請求人が説明書に対する回答書で主張した宮崎県職員による女性下着窃盗事案については、平成29年3月の事案であり、諮問の対象となっている平成27年の事案ではなく、また強姦や強制わいせつの事案でもないことを確認した。

3 本件決定に対する判断について

以上のことから、請求のあった対象の期間に宮崎県職員が強姦事件や強制わいせつ事件に関与していた場合には、実施機関が事案の概要等について公表を行っていたはずであり、対象の期間に公表された逮捕や懲戒処分の案件の中に強姦事件や強制わいせつに該当する事案はなかったことから、文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

仮に実施機関が把握していない事案がある場合には、事実の把握が出来ていない以上、文書を実施機関が保有していることは考えられない。

なお、実施機関が弁明書において主張している損害賠償請求事件における判決の件や審査請求人が説明書に対する回答書において主張している女性非正規職員へのセクハラ事案の件については、争点の審査に対する判断に直接影響を及ぼすものではないため、言及しない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件審査請求については、平成28年9月5日に提起されているが、当審査会へ諮問があったのは、平成29年10月23日であり諮問までに一年以上を要している。諸般の事情について考慮の余地はあるものの、簡易迅速かつ公正な審理を実現し、県政に対する理解と信頼を深めるためにも今後はより迅速な対応が望まれる。